

- (b) 遅くとも年次総会の1か月前までに、会則に決められた会費を支払った会員は、投票権を持つ。1家族の中では、15歳以上であれば、誰が家族の投票権行使してもよい。
- (c) 委任状による投票は、1会員/1家族につき、多くても1票しか認められない。
- (d) 委任状には、委任者の氏名、受任者の氏名、委任事項、日付、委任状作成者の署名、署名証明（家族以外の者）が記載されていなくてはならない。委任状の内容は、役員会によって承認され、投票者リストに加えられる。委任状の用紙は、ホームページに準備するか、または会員からの要求があれば郵送される。委任状は、総会の遅くとも一週間前に、役員会に提出されなければならない。

§ 12. 活動年度と会計年度及び監査

- (a) 役員会の活動年度とは、年次総会から、その総会に一番近い次の年次総会までの期間のことである。
- (b) 活動年度と会計年度は、1月1日から12月31日までとする。
- (c) 会計書類、役員会議事録、会員名簿、什器備品リストなどは、年次総会の遅くとも1か月前に、会計監査に提出することとする。
- (d) 会計監査は、当該会計年度の役員会が、どのように会を運営したかを調べ、この間の会計書類を監査すると同時に、遅くとも年次総会の10日前には、役員会に会計監査報告を提出する。

§ 13. 選挙準備委員会

- (a) 選挙準備委員会は、年次総会で選ばれた3人の会員により構成される。
- (b) 選挙準備委員会の役割は、総会向け、会則に決められた選挙の準備をすることである。
- (c) 選挙準備委員会は、選出されることになっている役職の候補者を探し推薦する。選挙の公示は、遅くとも総会の1か月前に、会員すべてにメールか郵便で送付される。
- (d) ある会員が、自ら役員に立候補するか、選挙準備委員会の推薦候補者以外の会員を推薦する場合は、これを遅くとも年次総会の10日前までに、役員会に届け出なければならぬ。

§ 14. 会則の変更

会則の変更は、年次総会または臨時総会での決定によってのみ可能である。会則変更の決定には、絶対多数(2/3)を必要とし、さらに次回の年次総会、または臨時総会で、改めて決定されなければならない。会則の日本語訳は、無断で変更してはならない。

§ 15. 会の解散

会の解散の決定には相前後する2回の総会で、2/3以上の多数を必要とする。解散決定がなされた場合は、会の資産処分についても決定がなされなければならない。

注 日本語概訳の中で使われている用語

1. Ordinarie årsmöte 年次総会
2. Extra årsmöte 臨時総会
3. Årsmöte 総会